

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査

今年2月1日の監理委員会において民間競争入札実施要項の付議を行った水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る業務については、入札手続きの結果、不落となったため、環境省は、再度入札公告に向けた見直しを行った。

入札監理小委員会では、環境省の見直しに基づいた実施要項修正案について審議を行ったところ、その結果を報告する。

#### 1. 入札の経緯

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ・ 入札公告     | 2月 3日 (金)             |
| ・ 入札説明会    | 2月 14日 (火)            |
| ・ 企画書提出    | 2月 22日 (水) (1社が企画書提出) |
| ・ 総合評価結果通知 | 3月 24日 (金)            |
| ・ 開札       | 3月 26日 (月)            |
- ⇒ 応札した1社が予定価格を上回り、不落。

#### 2. 環境省における見直し

環境省は、昨年度の請負業者及び今回落札時の応札業者に対して、ヒアリングを実施した。その結果、今回落札時の応札業者からは、「入札時点において詳細な業務量の算定が間に合わなく、赤字とならないよう金額を入れた」との回答があった。しかし、昨年度の請負業者に確認したところ、「業務量と請負価格は適当であり、業務内容も昨年度と今年度で若干の違いしかない」との回答であった。これらの回答を踏まえて実施要項の見直しを行った。

#### 3. 実施要項修正案の審議

入札監理小委員会は、実施要項修正案について審議し、以下の内容について妥当であることを確認した。

- ① 業務量と請負価格は適切と判断されることから、業務内容の見直しは行わない。
- ② 業務実施期間は、契約締結日から平成29年3月21日までとする。
- ③ 入札に参加する者に必要な資格について、環境省競争入札参加資格(全省統一資格)「A」～「C」であったものを「A」～「D」に拡大する。

以上